

件名	三田市里山と共生するまちづくり条例（案）意見交換会
日時	平成30年10月28日（日） 18時00分 から 20時20分
場所	広野市民センター 多目的ホール
主催者	技監（棕田） 市民生活部長（入江）・環境共生室長（本荘） 里山のまちづくり課長（石黒）・農業創造課長（上田） 里山のまちづくり課（村本・高木）・環境衛生課（大中）
参加者	市民15名
傍聴者	11名
司会・進行 開会あいさつ 棕田技監	環境共生室長（本荘） 阪神間では、非常に規模が大きく貴重な里山が残っている。しかし、それらを有する地域では、人口の減少、高齢化が進み、そこに住む方々だけでは里山の管理が出来なくなっています。 また、近年、太陽光発電設備の山林への設置などがあり、貴重な里山景観が阻害される状況が発生しています。その他、里山景観の一翼を担っている農地において、野焼きに関する問題が発生し、農業者が農地を守りにくい事態も発生しています。 これらを放置すると、三田市の貴重な里山環境が失われかねません。 市としては、市民全体で三田市の里山を守っていくことを目指し、共生によるまちづくりを進めるため、条例の制定を進めています。
条例(案)説明	里山のまちづくり課長（石黒）
参加者	（意見交換） なぜ野焼きの問題がこんなにもクローズアップされ、市が運用指針を作成しなければならない状況になったのか。我々が心配しているのは警察の対応である。運用指針を守れば警察は来なくなるのか。市が警察と話ができているのか。それが無いのに、農業者に色々と押し付けてくるのはおかしい。 野焼き問題が発生してから、どの様なケースで農業者が検挙されたのか、当然、市は把握されていると思う。ごみを一緒に燃やしていたのか、ただの草を焼いていただけなのか。 運用指針に書いてあることは、農家であれば気を付けてやっている。農村の中では、野焼きについて理解ができています。それなのに、なぜ市から運用指針として規制されるのか、全く理解できない。 農薬の空中散布ですら指針などなく実施できている。近所に一声かければ足りることである。
棕田技監	平成28年頃から、野外焼却に伴う苦情件数が増えてきました。当時、市としては農業行為である野外焼却については、違法性はないとの判断で対応していました。しかし警察は、事件性を確認する中で、やむを得ないという状況の判断は、他に方法が無い場合と解釈し、ごみとして搬出できる場合は、やむを得ない状況ではないと判断しました。

市としては、焼き方が危険でなく、ごみなども交じっていない場合は、潜在的に農業を営むためにやむをえない行為と判断し、適法と判断してきましたが、市民の方から、市のオンブズパーソン制度に対し申立てがあった結果、農業行為であれば無条件に野外焼却が認められる訳ではなく、廃掃法の目的である市民の生活環境を脅かすものまで一律に適法とする判断は妥当でないとの報告が出されました。

この様な状況から、市は法律の範囲内で妥当と判断する野外焼却について運用指針として定め、公表することとなりました。

9月にガイドライン（案）として広報誌等で公開しましたが、その必要性などの説明が不足していたため、農業者の方には混乱を発生させてしまいました。

しかし、市としては野外焼却についての指導を行う際に、何が適法で、何が違法であるかを判断する基準を持っていなければなりません。

警察との協議の中で、警察はガイドラインを定めることについて意見はないと言われています。ただし、ガイドラインを定めるのであれば、国、県と調整するよう意見がありました。また、野外焼却の違法性の判断については、一律ではなく、個別案件ごとの判断が必要であるとの意見もいただきました。

今後、現地において野外焼却の状況を判断していくためにも、基準である運用指針は必要です。

9月からは、休日も職員を配置し、警察に通報があった際には、現地に急行し適法な野外焼却であるのか個別に判断する体制を整えています。

県警本部が環境省へ意見照会した際の回答として、やむを得ない野外焼却であるかどうかについては、地方公共団体が個別具体的に判断するものと示されました。この結果も受け、市としての判断基準として運用指針を定めることとなりました。

ただし、警察に直接110通報が入った場合は、警察は現地に急行し、捜査を行うことは変わらないと思われます。警察の捜査権は、運用指針とは別のものです。

どの様なケースで農業者が検挙されたのかと言うご質問ですが、これについては市も知らされていません。あくまでも、噂の範囲でしか掴めていない状況です。

参加者

我々の会社は農業法人として、三田市だけでなく神戸市北区にも農地を所有している。北区でも農業者の方が、野焼きで検挙された事例が発生している。我々は、この件について有馬署と神戸市事業系廃棄物対策課と話をしてきた。

昨年夏に、とうもろこし園をしていた農家の方が取り調べを受けた。この件は、とうもろこし園で、子どもが食べたとうもろこしの残さを燃やしたことが問題であった。書類送検までされたが、量が少なく起訴まではされなかった。

この件のように、野焼きの問題は個々の案件で判断されることで、市が条例を作ったまで判断することではない。

数年前、三田市が野焼きの仕方のチラシを配布したことがある。あれは良かった。

このまま条例を制定すれば、この条例は法律違反になる。道路の草は燃やしても良いと書いてあるが、明らかに道路の草を燃やすと法律違反だ。警察によく確認して欲しい。

我々が農業をしている場所は、市街化調整区域であり、市街化区域とはまちづくりの住み分けがされている。仮に、市街化調整区域内で苦情があれば、苦情者は区域設定前からの住人か、農業者である。だからと言って、市街化調整区域内でどんな野焼きもしてよいとは言わないが、もっ

	<p>と農業者は守られるべきである。生活環境上問題だと言うのならば、都市計画の担当も含めて話をすべきである。</p> <p>太陽光発電設備の規制についても、都市計画の中で検討すべきであり、今日も都市計画の担当が同席していないのはおかしい。</p> <p>運用指針の中に、自粛期間や、機械を利用しろと書いてあるが、都市住民がこれを見ると、農業者が指針通りにしていなければ問題だと言い始める。市が機械を買ってくれるのか。農業者は最大限配慮して野焼きを実施している。これ以上、市からやり方についてとやかく言われる筋合いはない。</p>
<p>椋田技監</p>	<p>本日、都市計画の担当は同席していないが、私は都市計画も所管する技術系の部署のトップという立場で出席している。三田市では都市計画の線引きが遅かった。その結果、都市からの住民が農村部に家を建てることのできる時代があった。</p>
<p>参加者</p>	<p>そんなことはわかっている。そのような者の割合はごくわずかだ。新しく入ってきた者は、納得して入ってきているはずだ。重要事項説明でも明記してある。</p> <p>市が農業者のために指針を作ることは反対していない。燃やしてもよい権利を認めてくれることはありがたいが、市からやり方についてとやかく言われる筋合いはない。</p>
<p>椋田技監</p>	<p>野焼きの抑制策を明記していることは問題があるとのことだが、これまでの県環境整備課との協議では、まず抑制策を明記すべきと言われていました。その後に、実施する野外焼却はどのようなものを運用指針に明記するよう言われている。しかし、それでは問題があるため、今回の運用指針のと通りの構成としている。</p>
<p>参加者</p>	<p>私の主人が野菜屑を燃やしていたら、警察が来て現場検証や事情聴取をされた。犯罪者扱いだ。叔母も検挙され、長時間警察で事情聴取され、その後、脳こうそくで入院してしまった。</p> <p>なぜこのような状況になっているのかを知りたくて本日参加した。</p> <p>11月から12月の推奨期間の意味がわからない。</p>
<p>入江部長</p>	<p>提案させていただいている事例は、農業者にとっても労力を低減することができるものとして示しているもので、強制しているものではありません。</p> <p>推奨期間については、当初は自粛期間としていましたが、行政からの押し付けだと言う意見も多数いただいた結果、推奨と改めました。この時期は、稲刈りも終わり、野菜の残さなども少ない時期でありますので、残っている有機物をすき込むことにより野焼きの削減に努めていただきたい期間としています。</p>
<p>参加者</p>	<p>三田市が管理している市道延長は相当なものである。しかし、その管理をしているのは誰か。道路側溝の落ち葉はすごい量。これらも地域が片付けている。</p> <p>意見募集の回答で、河川管理のことはきちんと回答されていたが、市道については一切回答がない。市について都合が悪いのであろう。現在、地域が除草等を実施している場所を、市が管理するとなると、市の財政はもたないのは明白。</p>

<p>椋田技監</p>	<p>環境省から県警本部への回答の中で、やむを得ない野外焼却であるかどうかについては、地方公共団体が個別具体的に判断するものとされている。しかし、三田市と三田署の見解は違う。不思議でしかたがない。これが混乱の原因である。</p> <p>なぜ、三田市でだけこんな大きな問題となっているのか。</p> <p>市道の草刈りを、集落の方々にご協力いただいていることには疑いようのない事実です。今日から市で全て管理しろと言われても出来ないのが実情です。</p> <p>市道の法面でも、農地に隣接する場所は、害虫対策などで刈っていただき、焼却を行っても問題ないが、それ以外の面については、刈っていただくことは可能だけでも、燃やすことはできません。農業行為として認められません。</p> <p>燃やさない草を市が回収するのと言うご質問ですが、市道管理上支障になる場合、市が公費負担で回収せざるを得ないと思います。</p> <p>違法性のある野焼きを、市が警察に通報することが正常でないかとの意見ですが、確かにその通りです。しかし、現状は直接 110 番通報されている。</p>
<p>参加者</p>	<p>三田市と警察の関係が悪いからそんなことになるのではないかと。なぜ関係が築けていないのか。</p>
<p>椋田技監</p>	<p>警察との話し合いを進めて行く。</p>
<p>参加者</p>	<p>野焼きに伴う生活環境への著しい影響とは何か。</p> <p>貸農園の取扱いは。私は農家ではないが庭先で野菜を育てている。</p> <p>私は広野地区の住民だが、ニュータウンの住民からの通報が増えている。しかし、どう考えても、距離が離れており生活環境に影響が出ているとは思えない。</p> <p>散歩中に、野焼きを見つけて通報しているのではないかと。そんな人は影響を受けている者ではない。また、聞いた話だが、マンションの上から野焼きを監視し通報している者がいるらしい。</p> <p>我々には生活がかかっている。</p> <p>センチピードグラスと当然のように書いてあるが、誰も知らないのではないかと。私は仕事の関係で知っているが、それ程管理し易いものかどうか。</p>
<p>椋田技監</p>	<p>生活環境への著しい影響は定義できない。生活環境へ影響があるとしてしまったら、洗濯物に臭いが付いただけでアウトとなる。著しいとしておかなければ、なんでもかんでもアウトとなってしまいます。これについては、今後、指針を運用していく中で精度を上げて行く。</p> <p>貸農園を利用している者については、農業者ではないため野外焼却はできません。</p> <p>センチピードグラスにつきましては、市でも緑地などで実証試験をしていかなければいけないと思います。</p>
<p>参加者</p>	<p>私の集落でも、一人暮らしや休耕田が増えている。出来る限り、木々の管理をしているが、細断してクリーンセンターへ搬入することは不可能です。業者に頼むと高額になる。</p> <p>野焼きをするなどと言われて本当に困っている。このままでは三田に住み続けることが難しい。</p> <p>これからも三田に安心して住み続けることができるよう、なんとかして欲しい。</p>

<p>棕田技監</p>	<p>最近の事例として、休耕田の管理をしていた方が、農業の実態がないとして事情聴取されました。究極の法解釈ではそうなるのかもしれない。市として休耕田対策について、今答えられないが重く受け止めている。</p>
<p>参加者</p>	<p>ニュータウン在住者です。 前段にオンブズパーソンの制度の話があったが、あれは全くの間違い。オンブズパーソンは何かの決定ができる制度ではない。 オンブズパーソンの報告書の全文を読んだが、それ自体はすばらしくまともなものであった。 里山については、里山を利用し、里山が富をもたらしていた時期に作るなら価値がある。今、里山には1%の価値もない。そんな時期に里山条例なんかを作っても全く意味はない。</p>
<p>参加者</p>	<p>11月から12月を野焼きの自粛期間とするとの表現については、事あるごとに訂正を求めてきたが受け入れられなかった。この表現のせいで農家は大変混乱している。</p>
<p>棕田技監</p>	<p>9月15号のガイドラインの記事は、あまりにも唐突で一方的な話で乱暴であったと反省している。</p>
<p>参加者</p>	<p>今、三田市では黒豆、山田錦の最盛期であり、今後、冬場に野菜の残さも含めて野焼きする。これらの物は、すき込むことはできない。市の勉強不足。 里山を辞書でいくら調べても、農地のことは出てこない。なぜ、里山の中に野焼きが出てくるのかわからない。今回の意見交換会は、里山条例を話す場として広報されていたため、野焼きの事で意見したかった農業者が参加できていない。広報の仕方に問題がある。 多面的機能交付金は既に用途が決められており、今更自走式草刈り機を導入する余地はない。 大きな木は燃やしては駄目だとしているが、山は倒木で荒れ放題だ。</p>
<p>参加者</p>	<p>現在、市と警察の信頼関係は全くないと言っておく。なぜ、このような条例を策定するのか疑問。クリーンセンターに直接木々を持ち込む場合、細断は必要だが、袋に入れる必要はありません。</p>
<p>本荘室長</p>	<p>補足ですが、ごみステーションに出す場合は、指定袋に入れてもらう必要がある。</p>
<p>参加者</p>	<p>皆さんが発言されたとおり、この条例は違法です。法律の範囲を超えています。 県の環境担当に確認したが、市のガイドラインは認めていないと言っている。情報公開で協議資料も取り寄せたが、県は明確に否定している。 環境省から県警本部へ回答しているものがすべて、野焼きは個々のケースで判断していきましようとなっている。それを判断するのは地方公共団体。技監が担当による取扱いの違いを無くすためとおっしゃったが、違ってあたりまえ。何故かと言うと、野焼きの状況も、生活環境への影響も、全く同じ事例など存在しないから。この条例は全く必要ない。 私の所に相談に来られている方は、すべての野焼きを否定されているわけではありません。周辺に配慮無く実施されていることに迷惑されています。また、小さいお子さんをお持ちの親からは、煙害により、ぜんそくの発作などがでて困っているといった意見も寄せられています。</p>

<p>棕田技監</p>	<p>警察との関係が悪化したのは、すべて市に原因がある。昨年の議会で、農業者の野焼きはすべて適法を答弁されたことが原因。警察は個別判断が原則だと思っている。</p> <p>この様な状況で警察との協議が進むとは思えない。まず、警察としっかり話し合いをもって欲しい。</p> <p>里山に田が入っている件ですが、市の定義では里地里山と言うことで、農地も含めています。多面的機能交付金の話は、おっしゃる通りです。現在、市の方で自走式草刈り機を導入し、希望集落で実証試験を行う準備を進めています。</p> <p>警察との信頼関係がないから取り締まりが厳しくなるとは思っていません。</p> <p>法令の枠を超えているとのことであるが、市としては法令の中で、個別具体的に判断するために運用指針を定めることとしています。対象物については、市内のどこであっても共通だと認識しています。生活環境については個々のケースで違いが出る。</p> <p>市としては、条例での定めがない状況でこの状態が続くことが一番駄目な状況だと思っています。</p>
<p>参加者</p>	<p>太陽光発電の規制なんかは、これで十分であり素晴らしいもの。最後に野焼きをひつつけるから話がややこしくなり混乱が生じている。</p>
<p>本荘室長</p>	<p>予定時間を超過しておりますので、本日の意見交換会は終了させていただきます。</p> <p>本日は、長時間に渡り、貴重な意見をいただきありがとうございました。</p> <p>いただいた意見を参考にして条例をまとめていきます。</p>